

平成27年度市立学童保育室の入室児童を募集します

市では、子どもたちの安全のため、また保護者のみなさんが安心して働くことができるように学童保育事業を行っています。前原・日の出・寿・藤田の市立学童保育室では、下記のとおり平成27年度の入室児童を募集します。

入室は、保護者等が保育できない理由などの条件を審査し判定します。入室の結果は1月中に通知し、入室児童の保護者には3月に説明会を実施します。

○市立学童保育室一覧

保育室名	場 所	主な対象学区	書類請求・受付・問い合わせ先
前原学童保育室	前原児童センター内	中央小・本庄西小・本庄南小	前原児童センター ☎①9820
日の出学童保育室	日の出児童センター内	本庄東小	日の出児童センター ☎①0420
寿学童保育室	寿2-4-24		
藤田学童保育室	藤田小学校内	藤田小	

提出書類 ①学童保育室入室申込書②保育に欠けることの証明書③平成26年度所得・課税証明書又は非課税証明書（平成26年1月1日に本庄市に住民登録がある人は不要）

定員 各25人

保育期間 平成27年4月1日(火)～平成28年3月31日(休)

保育時間 放課後から午後6時まで（学校の休業日は、午前8時30分～午後6時。日・休日・年末年始を除く）

※延長保育はありません。

対象 4月に小学校へ入学する新1年生から新6年生（平成27年4月8日現在）の児童

その他 ①保護者等が就労などの理由で昼間、児童の保育ができない場合に限りです。

②定員を超える申し込みがあった場合、低学年が優先される場合もあります。

③保護者負担金等の未納がある場合、入室できない場合があります。

保護者負担金（児童1人当たりの月額保育料）

・市民税所得割課税世帯…5,500円・市民税均等割課税世帯…2,500円・市民税非課税世帯及び生活保護世帯…0円

※別途、おやつ代として月額2,000円及びクラブ共済保険代として月額1,800円が必要です。

申込 12月8日(月)から1月8日(休)の（日・休日・年末年始を除く）午前9時から午後5時30分までに各児童センターへ



「本庄市育英資金貸付制度」のご案内

市では、修学意欲と能力があらながら、経済的な理由により高校、大学などでの修学が困難な生徒、学生に対して、修学に必要な費用の貸し付けを行っています。

申請書類は、学校教育課（市役所4階）で配布又は市ホームページからダウンロードできます。

受付期間 随時

※4月からの貸し付けを希望する人は1月30日(金)までに申請してください。

貸付要件 次の要件をすべて満たす人
①市内に1年以上居住している世帯

の子であること

②学力評価が基準以上であること

③修学意欲が旺盛で学校長の推薦を受けられること

④所得が基準以内であること

⑤2人以上の連帯保証人がいること

貸付額（月額）

・高校等 15,000円以内

・大学等 30,000円以内

貸付利率 無利子

返済方法 貸付終了後6か月を経過した月から割賦返済

※お問い合わせは左記へ

★学校教育課 ☎①1149

「本庄市入学準備金貸付制度」のご案内

市では、経済的な理由により高校、大学などへの進学が困難な子どもを持つ保護者に対して、入学に必要な費用の貸し付けを行っています。

申請書類は、学校教育課（市役所4階）で配布又は市ホームページからダウンロードできます。

受付期間 1月9日(金)まで

貸付要件 次の要件をすべて満たす保護者

①市内に1年以上居住していること
②子どもの高校・大学等への入学が

確実であること

③市税を完納していること

④所得が基準以内であること

⑤1人以上の連帯保証人がいること

貸付額

・高校等 250,000円以内

・大学等 500,000円以内

貸付利率 無利子

返済方法 貸付終了後6か月を経過した月から割賦返済

※お問い合わせは左記へ

★学校教育課 ☎①1149

本庄市国民健康保険加入者のみなさんへ

70歳未満の人は1月から高額療養費の自己負担限度額が変更になります

国民健康保険に加入している人が1か月に1つの医療機関で高額な医療費を負担し、定められた自己負担限度額を超えた場合、超えた金額が高額療養費として支給されます。

70歳未満の人は、平成27年1月から自己負担限度額が下表のとおり変更されます。

平成26年12月までの所得区分*1		適用区分	自己負担限度額（月額、保険適用分のみ）	（4回目以降*3）
上位所得者	所得600万円超	A	150,000円 + 医療費が500,000円を超えた場合は、その超えた分の1%	83,400円
一般	所得600万円以下	B	80,100円 + 医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%	44,400円
住民税非課税世帯*2		C	35,400円	24,600円



平成27年1月からの所得区分*1		適用区分	自己負担限度額（月額、保険適用分のみ）	（4回目以降*3）
上位所得者	所得901万円超	ア	252,600円 + 医療費が842,000円を超えた場合は、その超えた分の1%	140,100円
	所得600万円を超え901万円以下	イ	167,400円 + 医療費が558,000円を超えた場合は、その超えた分の1%	93,000円
一般	所得210万円を超え600万円以下	ウ	80,100円 + 医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%	44,400円
	所得210万円以下	エ	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯*2		オ	35,400円	24,600円

*1 「所得」は「国保加入者の基礎控除後の総所得金額の合計」です。

*2 「住民税非課税世帯」は「国保加入者と世帯主が住民税非課税の世帯」です。

*3 過去12か月以内に、同一世帯での高額療養費の支給が4回以上あった場合の、4回目以降の限度額です。

70歳未満で限度額適用認定証（ピンク色）をお持ちの人へ

制度改正に伴い、有効期限が12月31日（木）までとなっています。認定証の発行時に1月以降の利用を希望した人へは、1月中に改正後の認定証を郵送します。

★保険課 ☎ 1116

12月15日（月）から

「はにぼん号・もといずみ号」停留所の一部を変更します

停留所の見直しを行い、下記のとおり一部の停留所を変更します。



○新設

【本庄共通】 じてんしゃ村前原店、緑花園

【本庄北】 小和瀬集落農業センター、山王堂集落センター、正観寺、根立商店、宝輪寺東、本庄幼稚園前

【本庄南】 カワチ薬品本庄店、けやき公園、シャローム、トマト村前

【児玉市街】 高関北、第三金屋公会堂

【児玉山間】 河内ハイキング駐車場前

○名称のみ変更

【本庄北】 肉の白石前（旧：長松寺前）、東五十子自治会館（旧：東五十子）

【児玉共通】 木田歯科医院（旧：児玉高校入口）



○廃止

【本庄共通】 小島上町集会所、本庄プロパンガス商会

【本庄北】 小和瀬西、山王堂火の見下、沼和田消防小屋、沼和田センター、沼和田西、松崎接骨院前、都島

【本庄南】 今井西、けや木自治会館

【児玉市街】 高関南、第三金屋公会堂入口

※実証運行の開始から1年が経過し、10月1日から本格運行になりました。アンケート結果やご意見を踏まえ、今後も改善を進めていきます。

★企画課 ☎ 1157